

令和6年度 第4回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月5日(月) 10時30分～11時20分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹 安井 広伸
労働者代表 石田 司郎 片山 智成 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人 山本 正仁

4 議題

- (1) 令和6年度三重県最低賃金の改正決定について(報告・答申)
- (2) その他

5 開会

(指導官)

お待たせいたしました。

只今より、令和6年度第4回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、本日は、三好委員から欠席の連絡をいただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしており有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくことになっておりますので、安井会長よろしくお願いいたします。

6 議事

(会長)

皆様おはようございます。

本日もご多用の中、またこのように暑い中、先週に引き続き本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

パリオリンピックの方もいよいよ終盤になってまいりましたけれども、日本人のメダルラッシュというのが毎日のように続いております。私も日本人選手の活躍を毎日楽しみに見させていただいているところでございます。このように頑張ってもらっている選手皆様から勇気と感動を与えていただいているんだろうなと思っております。頑張ってもらっている選手の皆さんのプレーを見させていただくと日本全体もまた元気になってくるのではないかと感じております。

さて、経済の方では、ここにきて株価の急落という新しい問題が出てしまいましたけれども、全体としては、上向き状況にあるんだろうとっております。諸物価の高騰が続いておりますけれども、賃金の方も上がりつつあります。このように継続して賃金が上がることによって、日本経済が更に活性化していくのであろうというふうに考えております。

さて、そのためにはこの最低賃金というのが、非常に重要な位置付けを持っているものと考えます。先週、専門部会を開催いたしまして4回に亘って熱い審議をしていただきました。本日はその熱い審議の結果を受け、最終的に答申をさせていただくという重要な審議会でございますので、最後まで熱心な審議をよろしく願いいたします。

それでは只今より、令和6年度第4回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

(1) 令和6年度三重県最低賃金の改正決定について（報告・答申）

（会 長）

それでは、事項書に従いまして、令和6年度三重県最低賃金の改正決定について、これから、専門部会で決定されたところをご報告いただき、お諮りをするということになります。

それでは、西川部会長代理から報告をお願いします。

（部会長代理）

よろしく願いいたします。

先ず、事務局の方から、報告書を読み上げていただきたく存じます。よろしく願いいたします。

— 室長、報告書を読み上げ —

（部会長代理）

はい、ありがとうございました。

それでは、私から経緯等について報告をさせていただきます。

7月30日の第1回専門部会で役員を選出した後、すぐに金額審議を行いました。労使双方のお考えをお伺いし、その後、7月31日、8月1日、8月2日と計4回の専門部会を開催し、金額検討を重ねてまいりました。

専門部会では、使用者側からは、現在の三重県の経済状況や中小企業の状況等をお聞かせいただきました。他方、労働者側からは労働者の生活実態等を反映したご意見をいただきました。

熱心に金額検討をしていただいた結果、労働者側の反対もありましたが、賛成多数で、現行の三重県最低賃金を50円引上げ、1,023円といたしました。

専門部会の報告は、以上のとおりでございます。

(会 長)

ありがとうございました。

この報告について、何かご質問等ございましたらお伺いいたします。

如何でしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、専門部会報告書を基にして、委員の皆様にお諮りをし、賛否をいただき、最終的に本審議会の意見として決定させていただきたいと思えます。

先ず、報告書記載のとおり、現行の三重県最低賃金を 50 円引上げ、1,023 円の内容で賛成の方、挙手をお願いします。

・賛成 労側 2名 使側 5名 公益 3名

この内容に反対の方は挙手をお願いします。

・反対 労側 3名

採決の結果、賛成多数でございます。よって専門部会報告書のとおり決定したいと思えます。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

— 事務局答申文（案）準備 —

— 答申文（案）各委員に配布 —

(会 長)

只今、答申文（案）を皆様のお手元にお配りさせていただきました。

答申文（案）を朗読していただき決定をすることにしたいと思えますので、事務局のほうよろしくをお願いいたします。

(室 長)

それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

— 室長、答申文（案）を読み上げ —

なお、別紙1及び2につきましては、報告書1と同様になりますのでご確認下さい。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今の答申文（案）について何かご質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

特にご質問がないようでございますので、答申文（案）の（案）を取っていただきまして、このように決定することといたします。これを局長に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文を手交 —

（会 長）

それでは、局長からお言葉をいただけますでしょうか。

（局 長）

皆様、おはようございます。

暑さ続く中、委員の皆様には、連日本審にご出席賜りありがとうございます。

本年も、大変厳しい状況の中にございました。公労使三者構成によります各委員の皆様それぞれのお立場から真摯にご議論をいただいたとこのように受け止めております。

本日、時間額 1,023 円、引上げ額 50 円、答申をいただきました。

特に専門部会の委員の皆様におかれましては、7月30日から連日精力的にご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、全会一致には至りませんでした。それぞれのお立場で様々なご意見がございます。そのうえで皆様、真摯なご議論をいただいた結果でございまして、大変意義深いものと私ども受け止めております。

今後、私どもといたしましては、発効される最低賃金につきまして、しっかりとあらゆる機会を通じました周知を図るとともに、特に中小企業の皆様に対する生産性向上事業等の支援策、各種助成金の活用促進等により実効性あるきめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

引き続きのご尽力ご協力をよろしくお願い申し上げます。

繰り返しになりますが、委員の皆様方には、大変なご尽力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

誠にありがとうございました。

（会 長）

はい、ありがとうございました。

このあとの流れについて、事務局から説明頂けますでしょうか。

（室 長）

はい、この後につきましては、答申要旨の公示・異議申出期間の設定等、所要の手続きを進めてまいりたいと思います。

異議申出の締切日は8月20日（火）となります。

異議申出がございまして、次回、第5回本審におきまして、審議をお願いすることとなります。

その審議会の開催は、8月21日（水）午前10時00分から、本会場（地下共用会議室）で開催する予定で考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、順調に進行した場合、改定された三重県最低賃金は、8月30日（金）に10月1日発効となるよう手続きして官報公示し、10月1日から発効を予定しています。

引き続きご協力の程をよろしくお願ひします。

以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。

事務局から説明がございましたように、本日の答申を公示いたしますと、それに対して異議申立が提出される可能性がございます。

そうなった場合、第5回本審を8月21日（水）の午前10時から開催し、そこで決議をしなければなりません。

委員の皆様には日程確保のほうをよろしくお願ひします。

それでは労使それぞれ代表の方々からご意見を賜ればと思います。

先ず、労働者側委員の方から如何でしょうか。

（廣瀬委員）

ありがとうございます。

まずもってですね、専門部会で金額審議におかれましては、公益委員そして使用者側委員そして労働局の皆様にご尽力をいただきましてありがとうございます。

審議の中で労働者側といたしましては、三重県内の経済指標に基づいて様々な労働局からも提出いただきました津市の消費者物価指数、また連合三重での春闘結果など三重県内の客観的な指数に基づいて主張をさせていただきました。その結果、いずれも目安より上の主張となった訳ですけれども、やはりどうしても目安の壁が破れなかったというのが非常に大きな残念な点であります。

昨年度はですね、全国を見ましても目安以上の上げ幅を出した県が非常に多数ありました。その結果を受けてだと思っておりますが、本年度中央から示されました目安、こちら全国一律の50円という目安が示されました。こちらの目安なのですが、今までの審議の中では目安通りにするのが正しいというんですかね、そういった考えが根付いていたかと思うのですが、今回目安が出され中賃からメッセージとして地方の自主性を発揮することを強く期待するものであるということが、目安についての答申に明記されておりました。こちらどう言った意味を持つのか、私共は、目安は今迄の役割から変わって最低額、目安はあくまで最低下限額であり、それに対してその県内に応じて地域事情に応じて幾ら上乘せをしていくかというのが地方に任せられた使命だと思って労働者側として主張をさせていただきました。そちらのことがなかなかご理解をいただけなかったことが非常に残念な結果であります。50円というのは金額でみても非常に大きな金額であるというのは労働者側も認識をしています。50円と決まったからには、先程局長からもありましたけれども、中小

企業の皆さんへの更なる支援の拡充を公労使で協力しながら実効性のあるものとして進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございました。

では、使用者側委員の方お願いいたします。

(中村委員)

それでは、私の方から発言させていただきます。

今年の最低賃金の審議というのは、連日猛暑の中、例年以上に労使双方が様々な意見交換が活発に行われたのではないかと私共感じておるところでございます。

労働者側の委員の先生方には、真摯な議論をいただきまして本当にありがとうございます。

また、公益の先生方におかれましては、労使双方の意見に大きな隔たりがある中で、その調整役をしていただきまして改めて感謝を申し上げたいと思っております。

先程、今年度の地域別最低賃金の改定、プラス 50 円ということで結審をさせていただきました。今年度の審議におきましては、労側の先生もおっしゃっていただきましたが中賃での審議においても目安についての説明、昨年に引き続き、冒頭、審議会会長のビデオメッセージが伝えられて、中賃としての見解を示していただいて、それらを踏まえた議論をさせていただいたのではないかというふうに思っております。

今回の交渉については、昨年より政府の骨太方針によって 2030 年半ばまでに加重平均 1,500 円という数字が示される中、スタートしたわけでございます。昨年以上に申し訳ございませんが、政府主導の大きな影響を受けた形であったのかなあと感じております。

とは言え、昨年もお話をさせていただいたと思いますが、確かに昨年以上に急激な物価高、また中賃で示された特に生計費、特によく買われるところの消費物価については 5% を超える状況でございまして、その辺を踏まえて、昨年もそうでしたが、昨年以上にですね生計費というものに重きが置かれた。

また、春に行われた春季労使交渉においても確かに昨年を超える大幅な賃上げが行われた。こういうような一連の流れがあってですね、また、政府が掲げる成長と分配の好循環の実現に向けてというところで、再三こちらも申し上げておりますが、そこに向けて賃上げというのが極めて重要であるという部分は認識のほうはさせていただいているところでございます。

今回、生計費、価格転嫁の 2 つのワードが非常に大きな焦点になった展開であったと認識させていただいております。

再三申し上げますが、地元の中小企業・小規模事業者の実情を十分に踏まえる必要があって、我々毎年申し上げておるところでございますが、最低賃金の審議で大事な 3 要素、特に企業の支払能力という部分でございますが、先程申し上げ

ました地元の中小企業・小規模事業者につきましては、正直申し上げまして個々の支払能力というのは限界を超えた状況である旨もお話をさせていただいたかと思えます。企業活動においては、これらの事業者においては、労務費、エネルギー、原材料価格等の大幅な引き上げで、非常に厳しい経営環境であります。今回のキーワードとなりました価格転嫁というのも十分できていない状況でもあります。

また、先週末から株価もおかしくなってきましたが、今後もこのような不透明な経済状況が続いていく中で、このような大幅な労務費の引き上げというのは、余計に収益を大幅に圧迫していく、このような状況ではあるわけですが、雇用を維持することを当然念頭に経営者は頑張っているのかなというふうに思っております。

さて、中賃において小委員会報告でも示されておりましたが、結果として先程も申し上げましたが、3要素の内、去年同様生計費を重視した目安額としたということではありますが、昨年同様、何度も申し上げますが、3要素の我々がお話をさせていただいております賃金の支払能力をほとんど勘案していただけない大幅な引き上げ額が示されたことについて、我々としては基本的には納得をしていないということでございます。

先程申し上げましたように、現在の企業経営というのは、様々な原材料費の高騰、エネルギー価格、物価の上昇、円安、労務費の高騰、海外情勢等色々な様々な影響がございますが、本当に今後も更に企業活動というのは一層厳しさを増していくのではないかなと思っております。とは言いながら、当然結果を出していかないといけない話でもございますので、このような状況を総合的に、先週四日間ではございましたが、昨年以上にパワーを使ってですね検討をさせていただいた結果、今回は苦渋の決断ではありますが、使用者側賛成の意見を示させていただいたところでございます。これほどの大幅な引き上げによって特に中小・零細企業が受ける影響を十分に認識していただいて、この結果が出たことに対して我々としても重い責任であると思っております。

我々経営者側としても、今まで以上に生産性を向上していくのは当然でございますが、働いていただいている皆様においても今まで以上にパフォーマンスをしっかりと出していただいて、生産性向上を目指して付加価値を出していくということがなければ、原資をひねり出すのが非常に難しいということをご理解をいただきたいというところでございます。

また、今回の引き上げ額によって、当然昨年も非常に大きかった。それを超える今回大きな引き上げとなったことについてですね、専門部会でも示されておった資料もそうですが、その中でもお話はさせていただいたかとは思いますが、影響率もですね、当然、昨年以上に大きくなっていくというところで、直接的な影響を受けるところっていうところを考えていくべきだと思います。今回の議論で労使ともお話をさせていただいたのは、生計費、価格転嫁という本当に大きなワードであったように思っております。

こちらとして申し上げたいのは、先程局長のほうから一部お話があったところではありますが、我々としては、企業側だけではもう限界というところもありますので、労使だけではなく官も含めてですね、取引価格適正の取組みの推進ではなく、推進っておっしゃいますが、真面目な話ですけれども、本気でちゃんと取組んでいくということをお願いしたい。また、中小・零細企業の更なる生産性の向上支援強化、賃上げに取り組む事業者への支援強化、いつも申し訳ない、業務改善助成金と労働局さんはおっしゃっていただきますが、そこも根本的に見直していただきたい。

また、今後更に厳しさが増してくることが予想されます事業者についての資金繰りへの支援強化。大幅なアップによる昨年来からいわれている年収の壁というのがネックになってくるのかなという部分がございますので、その辺を踏まえて年収の壁の部分を、抜本的に様々な制度の見直しが必要な時期ではないのかなというふうにも思っております。

また、毎年申し上げておりますが、10月1日に発効するというのは、先程の年収の壁の部分もひっかかってくる部分もありますので、労側の先生達のご理解はいただけないとは思いますが、発効日の1月への後ろ倒しということも、これは当県に限った話ではございませんが、全国としてやはりこれも考えていくことが必要ではないのかなと。

また、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分について、適切な転嫁が進むように、発注者に対する指導を我々としては一層要望をしていきたいというふうに思っております。

生産性向上の支援には、各所色々ありますが、多くの企業が各助成金等を適切に受給できるように、これは労働局さんになろうかと思いますが、省庁を跨いで総合的に取り組むことを望んでおります。また、既に実施されております各支援策の効果把握を行い、より実効性のある支援が継続して図られるよう要望をしていきたいというふうに思っております。

すみません、長々とお話をさせていただいたところではございますが、最後になります。いずれにいたしましても、本日先程内容が決定されたということでございますので、毎年申し上げますが、当然発効日後はですね、しっかりと厳守をしていきたいなと思っておりますので、労働者側の皆様もより一層一体となって取組んでいけるようにご協力を再度お願いを申し上げたいと思っております。

本当にこの一週間皆さんパワーを使っただけでありがとうございます。最後になりますが、ご配慮いただいた事務局さんにも感謝申し上げたいと思っております。簡単ではございますが、使用者側のコメントとさせていただきます。

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

最後に公益から一言御礼を申し上げたいと思っております。

この暑い中、労使それぞれのお立場がある中で、冒頭、西川部会長代理からもご報告がありましたように厳しい状況の中、今年度は、専門部会で公益裁定という議決になりました。労使の一致が見られなかったということは、公益の力不足としてお詫びをするしか仕方がないものと思っております。残念な結果ではございましたが、専門部会を取り仕切っていただきました三好部会長、西川部会長代理には大変ご苦勞をおかけいたしました。労使それぞれの専門部会の皆様、また事務局の皆様にはご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

労使それぞれのお立場が違う中で、労働者側からは、物価高騰が続く中での生計費に重点を置いたご主張をいただきました。また、使用者側の方からは、中小企業の現状を踏まえ支払能力に重点を置いたご主張をいただきました。それぞれのお立場からすれば、ごもっともなご主張だと受け止めさせていただいております。その中で幾度と審議を進めていく中で、相手側の立場も尊重していただき、少しずつ歩み寄っていただくこともございました。ただ、時間的な制約もございまして、最後の一步が詰められなかった状況で、公益裁定となってしまったことは、私共としては大いに反省をしているところでございます。ただ、審議の中で、お立場が違うものの企業を良くし継続発展をさせようという方向性は労使とも同じだと強く感じさせていただきました。結果としては、労使の一致は見られなかったのですが、この結果を受けて労使が対立するようなことではなく、今後更に一体となっただき、活躍をされ経済の好循環に繋げていただくことを大いに期待をしております。

ただ、今回の引き上げ額は非常に大きな金額でございます。影響を受ける中小企業も沢山あることは十分想像されます。行政におかれましては、適時適切な効果的な助成金等の支援策を講じていただく必要があるというふうに考えております。この点、切にお願いをしておきまして、公益といたしましての今年最低賃金答申をさせていただいた事に対するお礼の言葉といたします。

他何かございませんでしょうか。

これをもちまして議題の第1番を終了させていただきます。

(2)その他

(会 長)

それでは、その他事務局からご連絡等ございませんでしょうか。

(室 長)

特にございません。

(会 長)

委員の皆様からご発言ございませんでしょうか。

如何でしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

これで三重県最低賃金は決定をいたしました。答申させていただきましたし、この後は、秋に始まる特定（産業別）最低賃金の審議の方に進んでいくことになりま

す。こちらもまた熱い議論になることが想像されますけれども、これからの審議の運営におきましても皆様のご理解ご協力をよろしく願いしておきたいと思いをします。

では、これをもちまして令和6年度第4回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきたいと思いをします。最後まで熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上